

(別表) (第3条関係)

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

健康長寿課介護支援室

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第27号

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、条例第9条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第9条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよ

う、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第11条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放ができるようすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 次に定める基準

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号のイ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するに適したものとすること。

(5) 便所 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するに適したものとすること。

(6) 医務室 次に定める基準

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

ア それぞれ必要な広さを有することであること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積であること。

ウ 必要な備品を備えること。

4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下この条において「居室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。

- (1) 居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（第7条において「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

5 前2項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員）

第3条 条例第12条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 1（入所者の数が100を超える場合にあっては、1に、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上
- (4) 介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 次に定める基準

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、1（入所者の数が3を超える場合にあっては、1に、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (7) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上
- (8) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上

(9) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3以上

(10) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 施設長及び生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 看護職員のうち1人は、常勤の者でなければならない。

6 機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、特別養護老人ホームがサテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。第11条において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（第10条及び第11条において「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かないときは、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第4条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員への周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生等の防止のための措置）

第5条 条例第32条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)

第6条 ユニット型特別養護老人ホームに対する第2条第1項及び第2項、第3条並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型特別養護老人ホーム」とする。

(ユニット型特別養護老人ホームの設備)

第7条 条例第36条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) ユニット（条例第2条第2号に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。）次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準

ア 居室 次に定める基準

(7) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 次のいずれかの要件を満たすこと。

a 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(7)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようすること。

(リ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ル) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に定める基準

(7) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ア) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に定める基準

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に定める基準

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 次に定める基準

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

2 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

3 前2項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下（中廊下を除く。）の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とことができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段に手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（条例第41条第2項の規則で定める職員配置）

第8条 条例第41条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるところとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に從事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係）

第9条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2条から第4条

までの規定の適用については、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「地域密着型特別養護老人ホーム」とする。

2 第3条第4項及び第5項（サテライト型居住施設である場合に限る。）並びに第7項の規定は、地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

（地域密着型特別養護老人ホームの設備）

第10条 条例第46条第1項の規定により適用する条例第11条第4項の規定により定める地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、第2条（第3項第6号及び第7号並びに第5項第1号を除く。）の規定によるほか、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とするととし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設（本体施設が特別養護老人ホームであるものに限る。）については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(2) 調理室 次に定める基準

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
イ サテライト型居住施設にあっては、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとすること。

(3) 廊下 廊下の幅は、廊下（中廊下を除く。）にあっては1.5メートル以上とし、中廊下にあっては1.8メートル以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することなどにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。

2 サテライト型居住施設における本体施設と当該サテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保することができる距離の範囲内としなければならない。

（地域密着型特別養護老人ホームの職員等）

第11条 条例第46条第1項の規定により適用する条例第12条第2項の規定により定める地域密着型特別養護老人ホームの職員の員数の基準は、第3条（第1項第3号及び第4号を除く。）の規定によるほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 生活相談員 1（サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1）以上

(2) 介護職員又は看護職員 次に定める基準

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、1（入所者の数が3を超える場合にあっては、1に、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上とすること。

イ 看護職員の数は、1（サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1）以上とすること。

2 前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

3 第1項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

4 地域密着型特別養護老人ホームの介護職員のうち1人は、常勤の者でなければならない。

5 サテライト型居住施設の施設長は、常勤の者でなければならない。

6 サテライト型居住施設は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める職員を置かんことができる。

(1) 本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合 医師

(2) 本体施設が次のアからエまでに掲げる場合において、当該本体施設のそれぞれアからエまでに定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

ア 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の職員

ウ 病院（病床数が100以上のものに限る。） 栄養士

エ 診療所 事務員その他の職員

7 地域密着型特別養護老人ホームは、当該地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号。次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下この条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かんことができる。

8 地域密着型特別養護老人ホームは、当該地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かんことができる。

9 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

10 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第1項に規定

する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームに第3条(第7項を除く。)及び前各項に定める基準を満たす職員が置かれ、かつ、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に市町村が条例で定める基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)

第12条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「ユニット型特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 条例附則第2項の規則で定める特別養護老人ホームは、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第1項の規定の適用を受けていた特別養護老人ホームとする。
- 3 この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(その後に増築され、又は改築された部分を除く。)について第2条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号のア中「1人」とあるのは、「4人以下」とし、同アただし書の規定は、適用しない。
- 4 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物(同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第6項において同じ。)について第2条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号のウ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き4.95平方メートル」とする。
- 5 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第4条第2項の規定の適用を受けていたものについて第2条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号のア中「原則として1人とすること。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「8人以下とすること」とする。
- 6 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物について第2条第3項第9号の規定を適用する場合においては、同号のア中「ものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは、「こと」とする。
- 7 一般病床、省令附則第6条に規定する精神病床(以下「精神病床」という。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床

又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第2条第3項第9号のアの規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

- (1) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積とすること。
- (2) 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。
- 8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第2条第3項第9号のアの規定にかかわらず、同アに定める基準又は前項各号に定める基準のいずれかに適合することとする。
- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第2条第5項第1号及び第7条第3項第1号の規定にかかわらず、廊下(中廊下を除く。)にあっては1.2メートル以上とし、中廊下にあっては1.6メートル以上とする。
- 10 前3項の転換とは、病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を特別養護老人ホームの用に供することをいう。
- 11 平成15年4月1日前から引き続き老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条の規定により設置されている特別養護老人ホーム(同日において建築中のものであって、同日後に同条の規定により設置されたものを含む。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)第5条の規定による改正前の省令(以下「旧省令」という。)第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの(平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。)であって、同日後に旧省令第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。)のうち、介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設であるものの基準については、平成23年9月1日後最初の同号の指定の更新までの間は、同年8月31日において当該特別養護老人ホームが旧省令に基づき従うべき基準とする。

健康長寿課介護支援室

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則ここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一
長野県規則第28号

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則